

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 7 日

建設業労働災害防止協会和歌山県支部長 殿

和歌山労働局労働基準部
安全衛生課長

建設工事等におけるガス管損傷による労働災害の防止について（要請）

標記については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号、以下「安衛則」という。）第 355 条に基づく地山の掘削の作業を行う場合の作業箇所及びその周辺の地山についての埋設物等の有無及び状態の調査の実施等、事業者に対してガス管損傷による労働者への危害を防止するための措置の実施が義務付けられており、また、平成 19 年 3 月 22 日付け基発第 0322002 号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」において、改修工事の際に、作業計画にガス会社等への事前連絡等についても定めるよう指導しているところです。

今般、昨年に引き続き経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長から、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止に関する事業者等への要請について、別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては、建設工事等におけるガス管損傷による労働災害を防止するため、貴協会会員に対し周知徹底してくださるようお願いいたします。

経済産業省

20250221保局第4号
令和7年2月28日

厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課建設安全対策室長 殿

経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事、その他の工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガス管を損傷する等の事故が発生しています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約3割を占める状況が続いており、ガス事故の大きな要因の一つとなっています。

最近の事故事例では、建物改修工事に伴う床下ピット内の各種配管撤去において、爆発により作業員1名が死亡し、3名の負傷者が発生する事故（2024年6月）がありました。事故の原因等について特定されるに至っておりませんが、通ガス中のガス管の誤切断があったことが確認されています。また、建物解体工事において、事前にガス事業者と工事開始前の連絡を約束したにも関わらず、連絡無しで解体工事を開始し、重機でガス管（LP供給管）を損傷しガスを漏えいさせた事故（2024年6月）や、下水管敷設工事において、土間コンクリートをカッターで切断する際に誤ってガス管を損傷させた際に漏出したガスに着火し、作業員2名が負傷する事故（2024年11月）などがありました。

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガス管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガス管を切断した、③ガス管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の要請をお願いします。

1. 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者へ立会いを求めること。なお、LPガスの供給区域であっても埋設配管が設置されていることがあることから、LPガス事業者への確認を徹底すること。
2. ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業員全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
3. ガス管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
4. 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部の浅い箇所が存在する場合が多いため、特に注意すること。
5. 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
6. ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

(同封資料)

- ・参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

問い合わせ先：

経済産業省 産業保安・安全グループ

ガス安全室

03-3501-4032

<bzl-s-hoan-gasanzen@meti.go.jp>

(上記アドレスにご連絡いただければ、パンフレットの電子送付も可能です)